

皆様こんにちは。日本風力エネルギー(株)です。

出雲崎町・柏崎市で計画されている風力発電について、さまざまなご意見、ご不安の声も寄せられています。

土砂災害は  
本当に起きないのか

もし大雨や地震が起きたら  
大丈夫なのか

自然や生活環境が  
壊れてしまわないか

といった声は、この土地に暮らし続けてこられた皆さまにとって、ごく自然なものだと私たちは考えています。

この度、ふうしゃだよりVol.3を発行させて頂くことにより、「どんな不安があり、何が分かっている、何をどう確認しているのか」を、できるだけ分かりやすくお伝えしたく存じます。

次章に移る前に、当社の山林開発(造成)における考え方を冒頭でお示しさせていただきます。

## ① 尾根の重要性の認識

2025年末時点で約2800基の陸上風車が建設されており、そのうちの過半を超える多くが、山の尾根筋に建設されています。当社も2800基の一部を担う風力発電事業者として、今までも、これからも尾根は山の起点、山の起点は流域=地域の要であることを常に認識したうえで土木造成設計を実施していきます。

## ② 徹底した水処理

山全体のうち、手を加えるのは100分の2程度のみで、山の98%はそのまま残ります。造成・伐採による雨水流出増を考慮した河川流下能力の検証、保安施設、排水施設を構築し、地域への影響を排除します。

## ③ 造っておわりにしません

建設後、運転開始後の維持管理を徹底し、保安施設、排水施設の能力維持に努めます。運転終了後の撤去も弊社の責(人、お金)で実施します。

住民の皆様には弊社事業について説明会以外でも情報をお伝えできるよう、今後不定期でふうしゃだよりを発行させていただきます。

西山・出雲崎風力合同会社

〒949-4205 新潟県柏崎市西山町浜忠 2935番1  
TEL. 0257-41-6983 FAX. 0257-41-6984

西山・出雲崎風力発電事業

西山・出雲崎風力発電事業専用サイト  
<https://project.venaenergy.co.jp/nishiyama-izumozaki/>



2026年3月29日に開催された

“専門家の講演”で示された「一般的なリスク」

### ①-1

講演では、専門家の立場から、「尾根筋に風力発電所を建てる場合、一般論として考えるリスクがある」というお話がありました

たとえば、

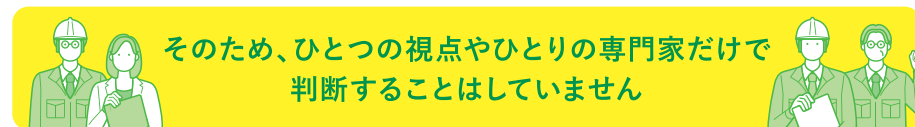


これらは、風力発電に限らず、山で行うあらゆる開発に共通する“一般的なリスク”です。私たち事業者も、これらのリスクが「存在しない」と考えているわけではありません。

### ①-2

私たちは「リスクを否定しない」立場です

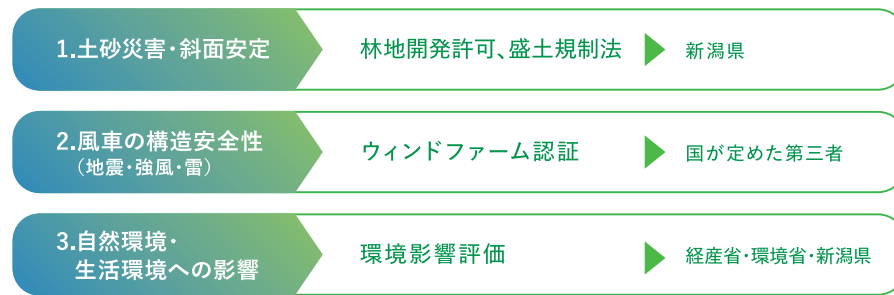
風力発電の計画を進めるにあたり、私たちは次の考え方を大切にしています。



### ①-3

この地域で行っている「確認の仕組み」

出雲崎町・西山町での計画では、以下のように、複数の法律・複数の専門機関が、それぞれ異なる観点から、「一般論」を、出雲崎町・西山町の「個別事情」に落とし込んだうえで、個別法の定めに従い確認しています。



これらはすべて、事業者だけで決めるものではなく、行政や第三者機関が「個別事情に落とし込んだうえで」確認する仕組みです。

私たちも、行政や第三者機関も「一般論」で物事のリスクを語る怖さを知っています。

### ①-4

日本国内の陸上風車は約2800基

日本では、1990年代後半から陸上風力発電所の建設が進み、2025年時点で約2800基の陸上風車が建設されています。

そのうちの過半を超える多くが、山の尾根筋に建設されています。

一方で、講演会で紹介された大規模災害の実例の中に、風力発電所起因のものはありませんでした。なぜでしょうか。

もちろん「だから将来、何も起きない」と言い切れるものではありません。

だからこそ、次の章では、よく誤解されやすい点について、現在の事実を整理してお伝えします。



よく誤解されやすい点について、現在の事実を整理してお伝えします

2-1

## 風車の耐震・耐風設計&外部電源が断たれたときの安全性について

講演会でのお話し①

風車は建築基準法の適用除外となっているため厳しい耐震設計が行われていない、新耐震設計法の概念が欠けている。

## 新耐震設計法に基づいた、耐震設計を実施しています。

建築基準法の適用除外になる際に、「電気事業法」内の「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」の枠組みに移行しています。

この枠組みにおいて非常に厳しい(注1)耐震設計が行われ、その設計を、国が定めた第三者機関が「ウィンドファーム認証」手続きを通じて、厳しく審査を行っています。

建築基準法ではなく、  
より専門的な「電気事業法」の  
枠組みで管理・設計



「ウィンドファーム認証」  
第三者機関による厳格な審査



(注1)・「建設省告示第1461号超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件」と同じ内容で設計されています  
・「稀に発生する地震」「極めて稀に発生する地震」を照査するという、新耐震設計法に基づいた2段階地震照査を実施しています

講演会でのお話し②

国際基準は日本の地震、台風、乱流を考慮していない。

## 国際基準よりも、“より厳しい(注2)日本の基準”を使って、日本の地震、台風、乱流を考慮して設計されています。

上記の「ウィンドファーム認証」手続きにおいて、風力発電所建設場所の  
・地盤、地震力  
・現地の風況(風向、風速、風の強弱、風の乱れ(乱流))、台風等の現地の状況が、耐風・耐震設計の設計条件に反映されているかどうかを厳しく審査されています。

(注2)・日本の風車設計の為に「クラスT(Tは台風のT)」という風条件が追加されています  
・設計で考慮される“極めて稀に発生する地震力”は、震度6強~7程度に相当します

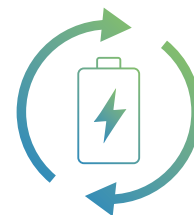


講演会でのお話し③

風車は外部電源に依存しているため、耐風や地震で外部電源が遮断されたら風車は制御不可能になり損壊、倒壊する。

## 外部電源が遮断された場合に備え「バックアップ電源」を風車毎に備えています。

万一の外部電源遮断に備えて、バックアップ電源を風車毎に備えています。バックアップ電源を用いて、風車の挙動、姿勢を安全に制御し続けます。また、バックアップ電源を含むすべての電源を喪失した場合でも、機械式ブレーキを部分的に自動解放することで、風自身の力で風車が最も抵抗の少ない方向に向きを変えられることができる機能も備えています。



2-2

## 山の尾根筋に風車や道路を建設することについて

講演会でのお話し④

尾根筋に風車や道路を建設すると大規模土砂災害が発生する。地下水・井戸水が枯渇し最終的に海へ土砂が流入し漁場・生態系が損なわれる。

- ・日本では、1990年代後半から陸上風力発電所の建設が進み、2025年時点で約2800基の陸上風車が建設されています。そのうちの過半を超える多くが、山の尾根筋に建設されています。
- ・風車の数が多いため、局所的な斜面トラブルは「ゼロではありません」AI検索によれば、過去に斜面トラブルがあった事例として、①三重県青山②和歌山県日高③青森県六ヶ所村④鹿児島県肝属⑤北海道日高の5カ所が表示されます。

現時点で確認できる範囲では、風車そのものを起因として、広範囲に被害が及ぶような大規模な土砂災害が発生したという事例は、国や自治体等の公的な資料では報告されていません。

その理由は、以下の通りと考えていますが、引き続き、風力発電所周辺の土砂災害や斜面トラブル情報の把握と検証に努めてまいります。

- ☑ 局所的なトラブルが発生した段階で**放置せず改修**している
- ☑ 排水・保安施設やのり面の**日常的な維持管理**がなされている
- ☑ そもそも、**風力発電所は「山全体のうち、手を加えるのは100分の2程度」**である
- ☑ **尾根に立地**することで、**地下水集中域を避けている**

## 出雲崎町・西山町の“実際の”地盤について

### 講演会でのお話し⑥

本地域には、開発に不利な条件が重なっている。

- ・地質が非常に若く、固結していない
- ・岩盤が連続的に存在しない
- ・粘土質・風化しやすい地層が広範囲に分布
- ・地滑り・崩壊の履歴が多い地域

## 出雲崎町・西山町の“実際の”地盤を把握している

新潟大学の専門家に、弊社がすべての風車位置で実施した地盤調査（ボーリング調査、及び、せん断波を用いた工学的基盤の特定結果）を見て頂き意見を頂戴しました。

### 頂戴した意見

地滑り・崩壊の履歴が多いからといって一概に不適切とは言えない。滑落崖など、なだらかな地形から急に傾斜が増す場所（遷急線）は、「侵食前線」とも呼ばれ、風車の設置場所としては適していない。この遷急線から一定の距離を置いた山頂付近は、地形的には比較的安定している。

### 頂戴した意見を元に弊社が実施した土木設計

新潟大学の渡部先生他からのご助言を踏まえ、地すべり地形と特定された範囲内での改変を極力避けるかたちで設計しました。やむを得ず改変区域の一部が地すべり地形内に含まれる場合においては、該当する箇所の地すべり地形分布状況を確認し、地すべりブロック上部での盛土工事、下部での切土工事を極力避ける形の造成設計としています。



### 地元大学と連携した今後の展望

#### ふうしゃだよりにおける情報発信

土木設計に対する助言をいただいたことに加え、風力発電所が地域防災に資する可能性についてもご教示いただいております。次号ではそれらの内容について取り上げる予定です。一般論ではなく、地域の実情に合わせて、本事業に特化した有意義な内容をお伝えいたします。

#### 町内会単位の対話会開催

事業者からの一方的な説明ではなく、地域の皆様の素朴な疑問やご意見を直接伺う対話の機会を設けてまいります。専門家の先生もお招きし、ざっくばらんに意見交換できる場とする予定でございます。

## 弊社が実施した土木設計の今後の審査

審査項目	審査機関	審査期間	備考
①環境影響評価 (生活環境・自然環境)	国	6年	
①林地開発許可 (土砂水災害・水の確保)	県	半年～	→土木工事着工可能
②盛土規制許可 (盛土切土の安全性)	県	半年～	→土木工事着工可能
③ウィンドファーム認証 (風車の倒壊・損壊)	国	1年～	→風車関連工事着工可能

( )は審査項目

今後、P2でもご説明した、上記①～③の手続きにおいて、弊社が実施した設計が、出雲崎町・西山町の地において安全なのかどうか、リスクが顕在化するのかもしれないのか、国、国が定めた第三者機関、県等の複数の専門家の手で審査されます。

最終的な審査結果が出るまでにはまだ時間を要します。途中経過について、改めて、ふうしゃだよりや住民説明会、意見交換会にてお伝えしてまいります。

## つまるところ 誰が責任をもつのか

## わたしたちは、造っておわりにはしません



### 維持管理について

当社が、建設後、運転開始後の維持管理を徹底し、保安施設、排水施設の能力維持に努めることを、地域および行政と締結させて頂く「協定書」に明記し、お約束させていただきます。



### 運転終了後の廃棄について

運転を終了した後の風車等の廃棄も当社の責（人、お金）で行います。廃棄費用が確保されるのだろうか？というご心配の声もお聞きしています。

2027年度より、発電収入から天引きされて外部口座に積み立てられる等の方法により廃棄費用が確実に確保される法制度が構築されます。どうかご安心ください。

([https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/dl/fit\\_2017/legal/haiki\\_hiyou.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/haiki_hiyou.pdf))

## 私たちは「説明しておわり」にはしません

この「ふうしゃだより」は、私たちの考えを一方向的に伝えるためのものではありません。

分かりにくかった点

納得できない点

もっと知りたいこと

ご意見やご質問があれば、ぜひお聞かせください。

いただいたご意見やご質問に回答することはもちろんのこと、“記録”し、“必要に応じて専門家や行政とも共有”し、“今後の説明や対応に反映”します。

〈ご意見・ご質問のお問い合わせ先〉

表紙の下帯をご参照ください



## 最後に

風力発電は、「地球温暖化対策」「エネルギーの安定供給」という大きな目的のもとに進められています。

同時に、地域の安全と安心が守られなければ、意味はありません。

私たちは、この土地で長く続く事業として、地域の皆さまと向き合い続けることをお約束します。

最後までお読みいただきありがとうございました。



地球温暖化  
対策



エネルギーの  
安定供給

ご参考

講演会で一緒に配布されていた“ニュースレター”について

記載内容の多くが、

事実と全く異なる

過去はそうであったが現在は異なる

事実か否か判断できないインターネット上に流布されている内容

であることから、当社としては、ニュースレターを発行された方に対して、別途、事実照会をさせて頂こうと考えています。